○海上保安庁告示第二号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十六年一月六日

海上保安庁長官　佐藤　雄二

名称	釧路港東区北防波堤北灯台
位置	
所在地	北海道釧路港東区第二区（北防波堤北端）
北緯	四二―五九―一七
東経	一四四―二一―二八
変更した事項	
灯質	連成不動単閃赤光　毎六秒に一閃光
光度	閃光実効光度七八カンデラ
光達距離	閃光五・〇海里　不動光二・〇海里
変更年月日	平成二十五年十一月一日
名称	釧路港東区南外防波堤西灯台
位置	
所在地	北海道釧路港東区（南外防波堤西端）
北緯	四二―五八―四一
東経	一四四―二〇―五八
変更した事項	
変更年月日	一時灯質変更中のところ復旧
	平成二十五年十一月一日
名称	金沢港東防波堤灯台
位置	
所在地	石川県金沢港（東防波堤外端）
北緯	三六―三七―四一
東経	一三六―三六―一三
変更した事項	
名称	金沢港防砂堤灯台
位置	
所在地	石川県金沢港（防砂堤外端）
北緯	三六―三八―三六
東経	一三六―三六―二二
灯質	群閃緑光　毎六秒に二閃光
光度	実効光度二五カンデラ
高さ	地上から構造物の頂部まで八・三メートル　平均水面上から灯火まで一二メートル
変更年月日	平成二十五年十一月一日
名称	中之島灯台
位置	
所在地	鹿児島県鹿児島郡十島村（中之島）
北緯	二九―四九―二三
東経	一二九―五四―五二
変更した事項	
灯質	群閃白光　毎一八秒に三閃光
光度	実効光度三、七〇〇カンデラ
光達距離	一二・〇海里
明弧	一六六度から七〇度
高さ	地上から構造物の頂部まで一七メートル　平均水面上から灯火まで六〇メートル
変更年月日	平成二十五年十一月一日
記事	一時変更
名称	鹿児島港本港東A防波堤南灯台
位置	
所在地	鹿児島県鹿児島港本港区（東A防波堤南端）
北緯	三一―三五―三八
東経	一三〇―三四―二三
変更した事項	
位置	鹿児島県鹿児島港本港区（東A防波堤南端）
北緯	三一―三五―三八
東経	一三〇―三四―二二
記事	補正
名称	鹿児島港本港東A防波堤北灯台
位置	
所在地	鹿児島県鹿児島港本港区（東A防波堤北端）
北緯	三一―三五―五二
東経	一三〇―三四―二一
変更した事項	
位置	鹿児島県鹿児島港本港区（東A防波堤北端）
北緯	三一―三五―五三
東経	一三〇―三四―二一
高さ	地上から構造物の頂部まで一一メートル　平均水面上から灯火まで一四メートル
記事	補正

○関東地方整備局告示第一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のように告示する。

その関係図面は、平成二十六年一月六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年一月六日

関東地方整備局長　深澤　淳志

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
上田市大字大屋字下月夜平二〇三番一から同市大字大屋字梨ノ木二三六番一〇まで	前	一〇・八メートル
	後	一一・五メートル
	前	九〇・三キロメートル
	後	一三・七五〇・三六六キロメートル

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局長野国道事務所

○関東地方整備局告示第二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年一月六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年一月六日

路線名	供用開始の区間
十八号	上田市大字大屋字下月夜平二〇八番三から同市大字大屋字梨ノ木二三六番一〇まで

関東地方整備局長　深澤　淳志

図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局長野国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年一月六日

○関東地方整備局告示第三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年一月六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年一月六日

路線名	供用開始の区間
二十号	長野県諏訪郡下諏訪町字外河原三四番四から同町社字神明木一六八番八まで

関東地方整備局長　深澤　淳志

図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局長野国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年一月六日

○四国地方整備局告示第一号

浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第十三条第一項の規定に基づき、平成二十五年十一月十三日付けをもって次のように工場において製造される浄化槽の型式を認定したので、同法第十九条の規定に基づき公示する。

平成二十六年一月六日

四国地方整備局長　三浦　真紀

建築基準法第68条の26第1項の規定に基づき、同法施行令第35条第1項の規定に適合：固液分離型流量調整付担体流動循環方式

製造者の住所・氏名	工場の所在地及び名称
愛媛県松山市美沢1―9―1　㈱ダイキアクシス 代表取締役　大亀　裕	愛知県知多郡美浜町大字北方字稲道11　大栄産業㈱　東海樹脂工場 愛知県知多郡美浜町大字北方字柿谷3―5　大栄産業㈱　東海マリン工場
北海道歌志内市字文珠159―9　大栄産業㈱　北海道工場	